

文 教 委 員 会

- 1 期 日 平成20年9月29日（月）
- 2 場 所 第4委員会室
- 3 出席委員 委員長 緒方直之
副委員長 安井裕典
委 員 佐藤一直、柴崎美智子、岩下智伸、安木和男、富永健三、
石橋良三、犬童英徳、山木靖雄、松浦幸男

4 欠席委員 なし

5 出席説明員

[教育委員会]

教育長、教育次長、管理部長、総務課長、教育政策室長、法務室長、教職員課長、施設課長、健康福利課長、教育部長、学校経営課長、指導第一課長、指導第二課長、特別支援教育室長、指導第三課長、生涯学習部長、生涯学習課長、文化課長、スポーツ振興課長

[環境県民局]

学事課長

6 付託議案

- (1) 県第73号議案 一般社団法人及び一般社団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案中所管事項
- (2) 県第88号議案 公立大学法人県立広島大学が徴収する料金の上限の認可について

7 報告事項

- (1) 「ひろしま教育の日」関連事業について
- (2) 第8回広島県高校生スペシャリストの祭典及び広島県キャリア教育推進フォーラムの開催について

8 会議の概要

- (1) 開会 午前10時33分
- (2) 記録署名委員の指名
- (3) 付託議案
県第73号議案「一般社団法人及び一般社団法人に関する法律等の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案中所管事項」外1件を一括議題とした。
- (4) 付託議案に関する質疑・応答
- 質疑（犬童委員） 第88号議案で教えてもらおうと思ったのですが、学位授与の申請時に5万7,000円を上限に受けておられますが、相場と言ったら何ですが、他の公立大学でも全部同じ額ですか。
- 答弁（学事課長） 博士の学位授与を申請する場合の審査手数料の5万7,000円でございますけれども、国立大学法人も5万7,000円となっております。また、公立大学法

人もほとんどが5万7,000円で、京都府立大学のみが5万円になっております。

内容的には、博士論文を審査するための審査会の教授の報酬といたしますか、人件費と事務経費になっております。

○質疑（犬童委員） これは文科省が一定の基準を示してくるというやり方をしているのですか。今は文科省の直属でなく、公立大学法人ですが。

○答弁（学事課長） こういった手数料については、以前は政令で定めていた場合もあるのですけれども、今回の場合はそうではありません。まず国立大学が先行して法人化をされておりまして、その場合が5万7,000円となっておりますので、各公立大学法人もこれに合わせる形で手数料を設定していると理解しております。

○質疑（犬童委員） 県立大学の場合、こういう申請費が年間どのくらいになっているのですか。

○答弁（学事課長） 過去、広島県立大学庄原キャンパスで単独でやりました場合に、平成16年から20年の実績が10件でございますので、大体年に2件ぐらいです。修士課程がございまして、修士を出られて博士号を取られていない大学の卒業生、あるいは共同研究を行っている者からの申請が予定されております。

○質疑（犬童委員） 修士課程を取る場合と違って、この場合にはそういう申請が年に2件ということですが、主に県立広島大学の皆さんで修士課程を含めて、博士が授与されている件数とか、どういう学科とか専門が中心になっているのですか。

○答弁（学事課長） 大学院の博士課程につきましては、県立広島大学では庄原の総合学術研究科の生命システム科学専攻だけで、ほかには修士課程を設置しています。庄原キャンパスだけが扱うことになっております。

(5) 表決

県第73号議案外1件（一括採決） … 原案可決 … 全会一致

(6) 一般所管事項に関する質疑・応答

○質疑（佐藤委員） 前回の委員会で御説明があった件ですけれども、基礎・基本定着状況調査及び全国学力・学習状況調査の結果について質問させていただきます。

まず、本県が実施している基礎・基本定着状況調査においては、すべての教科で平均通過率が60%を超えており、基礎的・基本的な学習内容はおおむね定着しているとの説明がありました。また、全国学力・学習状況調査結果では、中学生では数学Bという項目を除いては、全国平均を上回っているということでありました。これはこれまで基礎・基本を徹底的に取り組んでおられた成果でもあると考えておりますけれども、今年度の調査における課題と今後の取り組みについて質問をさせていただきます。

まず、基礎・基本定着状況調査の個別領域の状況を見てみると、昨年の小学校国語の書くことの領域で定着が不十分となりましたけれども、今年度はすべての領域でかなり定着、またおおむね定着と改善されております。けれども、中学校を見てみると、昨年に引き続いて数学の数量関係、英語の書くこと、この2つの領域で定

着が不十分という結果になっております。

また、全国学力・学習状況調査においても、これまた中学校なのですけれども、数学Bが全国平均を下回っておりまして、全教科の平均正答率を見ても、小学校に比べると中学校の状況が全国的に低い状況であります。

これまでの取り組みにより、基礎・基本の徹底が定着してきたとは考えますけれども、やはり中学校の状況が改善されていないように見受けられ、気になるところでありますので、この点について、これまでどのように取り組んでこられたのか、また、今後どのように改善されていこうとしているのかをお伺いいたします。

○答弁（指導第一課長） 御指摘のように、基礎・基本定着状況調査、あるいは全国学力・学習状況調査におきまして、中学生における学力の定着状況に課題が見られるという状況がございます。このため、昨年度は思考力や表現力を育成する学校での授業と、家庭における学習をつなごうということで、「ひろしま」学びのサイクルを提案いたしました。そして指導改善につながる取り組みについて、具体的な事例を挙げながら、各市町教育委員会や校長会などを対象に指導を重ねてきたところでございます。

また、本年度の教育資料におきましても、各教科の指導案を具体的に例示いたしまして、授業が充実する働きかけを行ってきたところでございます。

さらに、学力調査結果において、言葉の教育に力を入れている学校が学力の定着が図られていることが明らかになったことから、本年度、すべての公立中学校を対象として、言葉の教育の協議会を開催しまして、確かな授業力を身につける研修会を実施したところでございます。

また、国の事業であります。学力向上のための事業として、中学校6校を指定して調査結果の分析に基づいた授業改善を進めている状況にございます。

今後こういった事業を中心としまして、中学校の一層の授業改善に努めたいと思っております。

○質疑（佐藤委員） もう1点ですが、昨年度、文科省から委託を受けた広島県検証改善委員会が全国学力・学習状況調査の結果を分析されて、特に本県の課題であります思考力、表現力を育成するための指導のポイントや指導内容、指導方法の工夫についてのパンフレットをつくられて、また参考となる指導事例をDVDとしても作成されています。

また、家庭で取り組んでいただいたこととして、保護者向けにもパンフレットを作成されたところでありますけれども、昨年度末にまとめられたばかりであります。また、年度途中でありますけれども、このパンフレットやDVDを各学校、家庭にどのように普及されて、各学校ではどのように活用されているのか、またさらに、その成果についてどのように受けとめられているのかをお伺いいたします。

また、本年度の本県調査及び全国調査の結果については、今後どのように分析して改善に向けて活用されようとしているのかも、あわせてお伺いいたします。

○答弁（指導第一課長） 昨年度作成しました報告書やパンフレットあるいはDVDの活用でございますが、各学校や市町教育委員会などにおきまして、分析方法とか指導事例を参考に、授業研究を中心とした研修を実施するというところで活用していただいているところでございます。特にDVDにつきましては、実際の授業風景を撮影しておりますし、また、思考力や表現力を育成する指導内容や指導方法のどこがポイントであるかという解説もつけております。また、授業を参観した後に行った校内研修をすればいいのかという、校内研修のあり方などについても編集しております。

県教育委員会が行っております研修会や研究指定校の指導などにおいても、実際にDVDを見ていただき、どこがポイントであるかなどを踏まえ、授業改善につながるよう一層の周知徹底に努めております。

それから、保護者用のパンフレットにつきましては、県内すべての保護者へ配付しまして、県のPTA総会並びに理事会で改めて紹介させていただきました。学校における保護者説明会あるいは懇談会等を通して普及を図っているところでございます。

なお、今後も県PTA連合会と連携をいたしまして、学力調査に関する説明などの要請があった場合には、積極的に出かけて説明するように計画しております。

こうした取り組みによる成果としましては、各学校などにおける学力向上の取り組みが着実に進んでいると認識しております。

今後につきましては、基礎・基本定着状況調査の結果において、児童生徒のつまずきの状況、学力と児童生徒の意識との関係などを詳細に分析する、それから、全国学力・学習状況調査との結果の関連についても分析したいと思っております。

今後、報告書を作成し、県内すべての小中学校へ配付しまして、一層の授業改善に努めてまいりたいと思っております。

○要望・質疑（佐藤委員） 平成14年度から継続して実施されている、この基礎・基本定着状況調査や、昨年からの全国学力調査の結果について、課題や改善方法を十分に分析し、研究して、本県の児童生徒の基礎・基本のさらなる徹底に向けて、今後も県内の市町教育委員会や各学校で効果的な取り組みがなされるよう要望いたしまして、もう1点、次の質問についてお伺いさせていただきます。

もう1点は、県立広島大学の運営状況について質問をいたします。県立広島大学は、平成17年に再編・統合されて4年目を迎えて、昨年は公立大学法人として設立されたところでありまして、設立後初めての実績評価が県議会にも報告されています。その評価結果を見ると、5段階評価の中でおおむね上位の評価を得ておまして、大学関係者の皆さんが着実に大学運営に尽力されている結果だとは思いますが、まず評価結果の内容について質問いたします。

大学の教育研究の評価についてでありますけれども、文科省の財政支援を受けた「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」の実施や、大学を挙げて教育研究費補助

金へ応募するなどの積極的な取り組みが高く評価されておりまして、この採択件数が中四国及び九州の公立大学でも1位であると聞いております。

そこでまず、教育研究に投資している財政規模については、県立大全体ではどれだけ投資されて、また、そのうち外部から、どれだけの財政支援を受けているのかをお伺いいたします。

○答弁（学事課長） 平成19年度の県立広島大学の決算書によりますと、経常経費のうち教育研究経費は合わせて11億2,700万円ほどとなっております。また、外部から獲得した教育研究資金は、先ほどの文科省の「現代的教育ニーズ取組支援プログラム」など、補助金が計4件で約3,316万円となっております。そのほか、やはり文科省の科学研究費補助金が52件で約8,097万円、企業や国の外郭団体等からの受託共同研究費や公募型研究費などのいわゆる外部研究資金が計88件で約1億9,976万円となっております。これらを合わせた合計額は約3億1,300万円となっております。先ほどの教育研究経費の約28%を占めております。

○質疑（佐藤委員） 大学での教育研究は特色ある大学づくりに欠かせないものでありまして、引き続き積極的に取り組んでいただいて、こうした研究の成果が学生たちの将来、また広島県の将来につながるものとしていただきたいと思います。そこで、今後のさらなる教育内容の充実に向けて、どのように取り組んでいかれるかをお伺いいたします。

○答弁（学事課長） 教育内容の充実への取り組みについての質問でございます。評価結果の中でも触れられておりますが、学生による授業評価のアンケートでは、授業に対する総合的満足度は、9割近くの学生が満足できると回答しておりまして、学生から一定の評価を得ております。今後さらに教育の質の保障と向上を図るため、客観的な学生成績評価制度の導入も検討するとともに、文科省の教育プログラムの着実な実施や、教員の授業改善の取り組みなどをさらに推進することとしております。

また、県立広島大学においては、全学生に卒業論文を必須としておりますので、卒業論文の質の管理等を通じた、卒業生の質、学士力の確保を図ることとしております。

○要望（佐藤委員） 県立大の運営には運営交付金が40億円交付されておりますけれども、この交付金や外部からの研究資金を効果的に活用して、実践力のある人材育成に向けて一層充実した教育研究が行われるように取り組んでいただきたいと思います。そして、また、こうした研究活動によって蓄積された高度な研究成果や大学の資源について、積極的に地域へ提供していただいて、県立大が地域での総合拠点となるように、県としても公立学校法人と連携をとって取り組んでいただくよう要望します。

○質疑（安木委員） 県内の29校の学校給食において、事故米穀の混入の疑いがあると報道されました。産地偽装や汚染米が食用に転用されたりとか、輸入した中国製の

加工食品から化学物質のメラミンが検出されたりと、食の安心・安全が脅かされて、それこそ農林水産省の信頼性は地に落ちたと言われる状況です。報道では新大臣のもとで汚染米の食用転売とか、米を原料とする食品の事件について、再発防止策の骨格を11月中にもまとめる旨が報道されています。

その中で、多くの学校給食で事故米穀を使用されていた疑いがあると御報告もいただいたのですが、その後、学校に関係する事項として、新たに判明したこと等がありますか。

○答弁（指導第三課長） 御報告を申し上げました9月24日の時点では、該当食品を納入された学校数として、小学校21校、中学校8校としておりましたが、その後、各共同調理場に最終の配食数を確認いたしましたところ、一部の共同調理場では当該食品を保育所の給食に使用したことが判明いたしましたため、学校数が若干減少いたしました。小学校16校、中学校5校でございます。全体の配食数は6,102食でございます。以上が学校に関連して変更した点でございます。

○質疑（安木委員） 納入先とされた学校現場では、この件について保護者や生徒児童に対して、どのような説明をされ、また対応されているのか。また、今回納入先として名前が上がっていない学校等では、保護者や生徒児童に対して何らかの説明や対応をされるのか、その辺はどうでしょうか。

○答弁（指導第三課長） 大切なことは、やはり児童生徒に健康被害があってはならないことでございます。次の日の学校給食にまた子供の口に入るようなことがあってはならないことが最も重要だと考えております。

当日、県教育委員会といたしましても、該当の市町教育委員会に連絡するとともに、すべての市町教育委員会に通知を発出いたしました。聞き取りでは該当市町では在庫がないということございましたけれども、賞味期限が11月30日までのものがあるということで、万が一在庫があればその使用を控えること、それから健康被害等、心配なことがあれば学校を通して相談をしてほしいと指導しております。

同時に、すべての保護者に今回の件の経緯をきちんと説明していくことを連絡しております。翌日、該当の学校を集めて保護者への説明をきちんとするように指導したという報告も受けております。

○質疑（安木委員） 実際に食した児童生徒に対しては、どういう形で説明なり対応なりしているのでしょうか。

○答弁（指導第三課長） その辺の対応の中身についてはまだ把握しておりませんが、児童生徒並びにやはり保護者に経緯をきちんと説明することはやっていただきたいをお願いしております。

○質疑（安木委員） 教育委員会としての再発防止と言いましても、原因に関与していないわけですので難しいと思うのですが、事故米穀混入の疑いがあると大きく事件として扱われた。それに対して、これまで健康被害の情報は寄せられていないというだけでは、安心し切れないのではないかと思います。

広島県食育基本条例第13条に、学校、保育所等における食育の推進という条項ですけれども、県は子供の健全な食生活の実現及び健全な心身の成長を図るため、少し飛ばしますけれども、さまざまな体験活動等を通じて食料の生産、食品の安全性等について理解を促進云々とうたわれております。その意味でも、より具体的な説明が学校現場でなされた方がよいのではないかと思います。

例えば別件で、新聞報道では中国から輸入の乳製品を原料とした丸大食品の菓子「クリームパンダ」等のメラミン濃度が0.8から37ppmだったそうで、欧州食品安全機関の基準では、体重50キログラムの人が1日に約17個毎日食べても健康に影響がないこと、今回の健康被害の報告は入っていない、このような記事が出ていました。これを読めば、ほとんど健康に影響ないのかと思うのです。しかし、新聞一面トップで出ると影響が大きいわけです。また、中国での乳製品そのもので幼児に多くの犠牲者が出ていると並行して新聞で報道されることで、食の不安は増大するというのが現状なのです。

これは教育委員会だけの対応ではないと思うのですけれども、少なくとも教育現場では再発防止をきちんと要請しているということとか、安全な濃度とか、許容濃度、危険濃度があるか、どのように区分をされているかわかりませんが、より客観的な化学的な表現をもって健康への影響性の有無とか、大小を説明するとか、また今後の食へのアドバイスをするというようなことも必要ではないかと思えます。いたずらに不安をあおったりするよりも、具体的な説明があった方が、保護者また児童に対してもいいのではないかと思いますので、どのように思われますか。

○答弁（指導第三課長） 委員から条例のお話もございましたけれども、今学校において食育の推進にすべての教科を通じて取り組んでいるわけでございます。この中で、やはり子供たちに正しい知識でありますとか、情報に基づいて、食品の品質や安全性について、子供たちみずから判断できる力を身につけさせる等の指導を行っているところでございます。

さらに、これらの取り組みの充実を図るため、昨年度から直接の担当者である各学校の食育推進リーダーと管理職を集めまして、年3回、昨年度は小学校で行いました。今年度は中学校についてやっておりますけれども、そういった食育の研修会を年3回実施しているところでございます。今後とも食育の取り組みをさらに一層充実させて、子供たちみずから正しく食を選択する力を身につけていくことができるように指導を続けてまいりたいと思えます。

○要望（安木委員） そのとおりでらうと思えますので、いたずらに心配しなくても、今回自分たちの給食の中にそういうものが入っていることがわかったけれども、先生がこうおっしゃって、例えばこういう状況ですけれども心配ないのですとか、何らかのそういう具体的なものが、保護者は特に心配されることも、明快に具体的に言ってあげることの方が、今言いました正しい食の安全についても生徒が理解できていくことにとっては大事ではないかと思えますので、御検討いただいたらと思

ます。

○質疑（富永委員） 全国学力テストに関連してお伺いしたいのですが、今、大阪府の橋下知事が市町村ごとのデータを公表しろという主張をして、論争というか騒動になっております。考えてみれば、是正指導のころ、あるいは平成14年に本県で基礎・基本定着状況調査を導入したころの議論を思い出す面もあるわけなのですが、今広島県では、各市町教育委員会はこのテスト結果の公表等についてはどのような対応をしているか、把握されておりますか。

○答弁（指導第一課長） 全国学力・学習状況調査結果の市町の公表につきましては、それぞれの市町の状況に応じて、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすということを踏まえて、市町教育委員会の判断で行うことになっております。

それで昨年度の状況でございますが、市町の公表状況について伺いましたところ、ホームページや広報紙、あるいは議会、教育委員会等の何らかの機会、方法を通じまして、すべての市町が公表を行っております。また本年度につきましても、どうされるのですかということをお伺いしましたところ、公表内容や方法について、例えば平均正答率のみならず改善策などもあわせて公表することなども含めまして、すべての市町が公表する方向で検討していると聞いております。

○質疑（富永委員） 各中学校、小学校がどのような対応をしているか、把握はされておられませんか。

○答弁（指導第一課長） 全国学力・学習状況調査については把握をしておりません。ただし、先ほどありました基礎・基本定着状況調査につきましては、5人以下の小規模な学校を除いてはすべて公表して、改善策などもきちんと整備しているところでございます。

○要望（富永委員） 今お話がありましたけれども、各市町が住民、保護者に結果を報告し、そしてまた改善方法等、対応策もオープンにするという取り組みをやっていることですが、各学校についても把握はされていないということですが、これについて幾つか聞いてみますと、全国学力・学習状況調査の結果についてもきちんとデータを出して、それから自校の課題、改善方法を明らかにして、それを保護者に説明するといったような取り組みをしているところがあります。できれば全体的な状況がわかればいいのですが、聴取している限りでも、一部ではそういうのがあります。私は、本当にいい傾向になってきていると思うのですが、これも平成14年から6年間、継続してやってきた基礎・基本定着状況調査の一つの成果というか、自然な形でこういうことが教育委員会、学校現場で行われるようになってきたのは大きな成果であると評価をいたしたいと思っておりますので、これからもこの流れを加速するようにぜひ取り組んでいただきたいと思います。

○質疑（犬童委員） 先ほどの質問にかかわるのですが、学校給食を県内小学校等でやっているわけですが、給食関係を扱っていて、品物をチェックしたり、納入業者と接点を持つのは学校給食会というのですか。いろいろ品物が入ってくる

わけですが、米とか練り製品から、野菜、肉、魚、そういった品物の安全チェックは必ず年に1回行うとか、それから産地の表示や製造された企業名、材料名とかが、この学校給食会できちんと把握されているのでしょうか。

- 答弁（指導第三課長） これまでの中国産冷凍食品の問題や食品の偽装問題とかを受けまして、産地を指定して学校給食用の食品を購入するとか、納入時に産地を確認する市町や学校給食会の取り組みがふえていることを聞いております。

学校給食用食品の安全性の確認につきましては、食品衛生法に基づきまして、食品製造や加工業者が実施しております微生物、それから理化学検査の結果を確認の上発注していると聞いております。

さらには、納入された食品につきましては、学校等共同調理場が品質のよしあしや賞味期限、温度とかを確認していると聞いております。

- 質疑（犬童委員） 聞いているという段階の御説明ですけれども、きちんとした規定があって、必ずチェック表などをつくって、それぞれの教育委員会を主体に、肉なら肉は入札したり、随意契約するとか言って、何日から何日まではこの業者が入れると。後半はどこが入れると。パンだとかすべてそうです。そうすると、どうなのですか。こういう問題に過敏になり過ぎてはいけないのですけれども、しかし今スーパーでは、産地であるとか、あるいは成分であるとかちゃんと確認されて買うわけです。学校給食の場合には、当然業者への信頼というのも大事なのですけれども、しかしきちんとやはり一個一個確認されないと、肉だとか魚だとか、業者任せになっているところが多いのではないかと思うのです。

だから、その辺をもう少し県教委と、あるいは市町の教育委員会を含めて、チェックをどうするかきちんと打ち合わせを行う。いろいろな意味で不良があると思うのです。入ってはいけないものが入っていたり、あるいは鮮度が悪かったりということがあった場合には、どこの業者がどれだけの量をどの学校に入れて問題があったということは、当然市町の教育委員会とか県の教育委員会に報告があるべきだと思うのです。その辺はあるのですか。

- 答弁（指導第三課長） やはりそれぞれの給食の件につきましては、設置者である市町が直接には関与しているわけでございます。ただ、今回のような事故米穀の使用とか異物の混入などの疑いがある場合につきましては、県の教育委員会にも報告が上がるようになっております。

- 質疑（犬童委員） 上がるようになっているけれども、どうなのですか。こういう全国的な話題になっているものは別にして、各教育委員会、市町の教育委員会からこういう事例があったという報告はあなた方のところに来ているのですか。

- 答弁（指導第三課長） 上がっているものもございます。

- 質疑（犬童委員） 実績としては年にどのくらいですか。

- 答弁（指導第三課長） 数についてはここで申し上げることができません。

- 質疑（犬童委員） 資料がないのですか。

○答弁（指導第三課長） はい。

○質疑（犬童委員） 私は今聞いた範囲で、完全にいいぐあいになっているとは思わないのです。いろいろなところから学校給食は入ってくるわけですから、もう少しきちんとした体制をしていきませんと。いやもうそんなチェックをしていたら給食に間に合いませんということもあるかもしれませんが、1週間なら1週間、1カ月間なら1カ月間で学校給食会と契約するわけですから、私はよほどそのときに吟味をして、安いだけとか鮮度だけではなくて、本当に大丈夫かということを含めて、チェック基準をつくってほしいと思うのです。

それからもう一つは、業者の立ち入りをする。かまぼことか、あるいは卵でも、卵焼きとかいろいろなものの立ち入りをすることも含めてやるべきだと思うのです。県内の学校給食会に、業者への立ち入りは年に1回ぐらいはちゃんとやっているのですか。抜き取りでやるのか、どうなのですか。

○答弁（指導第三課長） そのあたりも含めて把握をしたいと思っております。

○質疑（犬童委員） 教育長、私はこの問題が事件になって、そのものだけを追いかけ回すということではなくて、やはり日常的にいつも子供が食べているわけですから、日本には日本のちゃんとした基準があるわけです。しかし、それがそのとおり守られているかどうかは、毎日はチェックできなくても、学校給食会が少なくとも立ち入りをするとか、あるいはおかしなことがあった場合にちゃんと県教委に報告して、不当業者については要注意だとか、あるいは季節的にはそういう製品は使わない方がよいとかということがきちんとできるように危機管理をやるべきだと思いますが、どうですか。

○答弁（教育長） 先ほどの課長の説明にもあったわけですが、食品衛生法という法がございまして、この中に当然学校が何かあった場合には関係しておりますので、努力義務とか報告というレベルの基準はございません。具体的にちょっと私は知悉しておりません。具体的なことについて、もう一度掌握しまして、指導すべきものは指導していきたいと考えております。

○質疑（犬童委員） ぜひお願いしたいと思います。

陳情の69ですが、教育事務所の再編について、福山市議会が決議を行い、福山市議会議長の蔵本さんから陳情書が上がっています。執行部にも同様の陳情があったようですが、福山市議会は具体的にはどういう陳情をされてきたのですか。

○答弁（総務課長） 9月12日に福山市議会議長から、私ども教育委員会の委員長あてにも教育事務所の再編について同様の内容の要望が上がっております。中身でございしますが、教育事務所の再編を県で検討されているが、福山市に教育事務所の本所を置いていただくよう要望するというものであります。

その中身といたしましては、本所の位置については行政客体である児童生徒数や学校数が最も多い福山市が適当であるということ、それから2点目として、県費負担教職員の人事権等の移譲がなされていない状況では、福山市に教育事務所の本所

が置かれるのが業務の効率性からも適当であるといった内容でございます。

○質疑（犬童委員） 私たちが当初内々に説明を受けたときに、福山から尾道へ移すという案があって、そういう情報が福山市議会にも入った。福山市議会でも急遽そういう決議みたいなものをして持ってこられたという経緯があると思うのです。それであなた方は、教育事務所の場所についてはなかったことにして、3つにするのだと、その上で、今後年内にどこに事務所を置くかを十分検討したいということだったのです。そういう対応が悪かったということではないのですが、教育長、年内に結論を出すということは2月末までということですから、当然、3月末では4月1日からということではできないわけですから、当然3カ月ぐらいは最低余裕がなかったら対応できないことは常識的にわかりますけれども、3カ月では短いかもしれません。したがって、年内に結論を出すというのですが、具体的には地元との話だとか、尾道の市長や尾道市教育委員会は自分の方に来るということで何やら喜んでいるという話をちょっと聞いたのです。そうするとややこしいと思っています。一方、福山は福山で陳情書を持ってこられたとなりますと、今後どういう話をしていかれるのか。あなた方は、もう尾道を一応発表したような形になっているのですから。その辺の調整をどうされるのかをちょっとお聞きしたいのです。

○答弁（教育長） やはりこれは私どもが教育事務所を置いていることの大きな意味となりますが、直接的な対応をするのは市町教育委員会でございますから、市町教育委員会においても聞いてまいらなければいけない。ある程度の感覚的なものは承知しておりますが、また、より丁寧聞いてまいらなければいけないと思います。再編素案には大きく3つに分ける、しかも教育事務所は現在の教育事務所を活用するという言い方で、政令市や中核市にも言及しておりますから、大体おのずから絞れてくるような表現でもございますけれども、このことを踏まえた上での意見をお伺いしていこうと思っています。

また、状況によっては、要望が出されたところについては、具体的に何の問題が起きるといふか、不自由といふか、ふぐあいが生じるのかということも掌握して、私どもが説明し切れるかどうか吟味していかなければいけないと思っております。

○要望・質疑（犬童委員） 私はやはり地元各市町にとっては、県の機関のそういう事務所が残るか消えるかというのは、実質はどうこうというのは別にして、それがどこかに持っていかれるとか、なくなるということには、物すごく敏感に反応すると思っています。地域事務所にも問題がかなりあります。例えば、呉などは、昔から海田教育事務所だとか、いろいろなことがあって、私たちも何で呉にはないのかと昔は思っていました。呉は大きいのになぜかと思ったのですが、なれてしまうといふか、それで呉の教育がだめになったとか、おくれをとるといふことは断じてないわけですが、もともとあったところの皆さんから言うと、極めて重要な意味を持つのだと思っています。難しいかもしれませんが、私は地元を含めて、やはりお互いが理解できる話し合いをして、結論を出してもらいたいと思っております。

で、その点はよろしくお願いをしたいと思います。

それから、特別支援教育の卒業生の就職率の問題です。特別支援学校の就職率の充実ということで、主要施策の成果に関する説明書を全部読んでみました。どこにも悪いことは余り書いてないです。大変いいぐあいに書いてあるのです。それはそれでいいのですけれども、特別支援学校の就職率がなかなか上がらないことを、この前もどなたかが本会議の質問をされていたと思うのです。だから、今度2つの学校に職業コースを考えるとということで、案を出されて実行されるわけです。それも大きなことでしょうけれども、受け入れる側の産業か商工団体の側の理解だとか、一体となった取り組みがなかったら、私はそう簡単にいくものではないのではないかと思います。前にもお話ししたことがあると思うのですけれども、昔は例えば別府市や、あるいは松江市が、地域の商工団体の理解ある経営者を20~30人集めて、そして受け入れの団体をつくって、障害を持った子供さんを受け入れて、いろいろな仕事をさせてみる。床屋さんもあればサッシ屋さんもあるし、そういうところで子供さんに仕事を体験させて、十分働ける子供を探すことをやっていました。今はやっているかどうかわかりません。私は一回視察に行ったことがあるのですけれども、受け入れ団体側がそういった組織をつくって、皆さんと障害を持った子供さんをお世話するという対応をしていかなかったら、なかなか進んでいかないのではないかと思います。その辺は県はどう考えていますか。

- 答弁（特別支援教育室長） 委員御指摘のように、障害などのある生徒の就職先として企業へ受け入れていただくことについて、これまで必ずしも十分な取り組みができていなかったという反省のもとに、企業向けのパンフレットとして、就業体験をぜひお願いしたい、就業体験の中身はこういったものである、受けていただいた企業がこういう感想を持たれている、例えば、非常に不安であったけれども実際に体験させてみると、ああ意外に働けると、こういった指示をすれば十分働いていけることを理解できたと、あるいはそういった障害のある生徒が入ってくることによって、職場や仕事の仕方の見直しを図って、そのことがほかの従業員にとってもプラスになっているといった感想を持っていただいたようなパンフレットを作成して、学校が企業を訪問するときに持って何うことをしたりしております。

あるいは、労働局等と連携する中で、企業と合同の面接会に特別支援学校からも参加して、企業の方に直接会って、就職についての希望を伝えることはしておりますし、商工会等についても企業に就職のお願いをしたいということは働きかけております。

- 要望（犬童委員） 私も知的障害を持った人を雇用している人も知っていますけれども、最低賃金制度の問題、それからどうしてもすべて指導をつけないといけないというのがあります。だから、そういうできないところは保護者が来て一緒に仕事をしたりとかしているわけです。理解ある経営者はたくさんいらっしゃるわけです。ただ、今みたいに厳しい、非常にシビアな感覚で計算されると、なかなかコスト的

に、ペースが落ちたのでは間に合わないという悩みを抱えているということで、実態はいろいろあるわけですが、私はぜひ地域でそういった取り組みを、理解ある経営者を探して、そしてリーダーをつくって、もちろんそれにはいろいろな助成金や会の運営費だとか、いろいろなこともあると思うのです。別府や松江は、市が恐らくは会の運営費だけ、若干は御支援されていたように思うのです。あとは自前です。自前でやらないと、長続きしないとっておりましたけれども、私は市町でそういう企業との連携を進める部門をつくって、ぜひ協力をいただくような方策を考えて取り組んでいただきたいと思います。

(7) 閉会 午前11時33分